

神奈川県指定重要文化財の指定が決定した文化財の概要

- 1 名称 木造^{だんしんりゅうぞう}男神立像
木造^{じょしんりゅうぞう}女神立像
木造^{そうぎょうしんりゅうぞう}僧形神立像
木造男神立像 ^{こうあん}弘安五年の銘がある
木造女神像^{じょしんぞうとうぶざんけつ}頭部残欠 弘安五年の銘がある
木造僧形神立像 ^{とうぶけつ}(頭部欠)
木造^{ずいじんりゅうぞう}隨身立像 ^{とうぶけつ}(頭部欠)
附 ^{つけたり} ^{さゆうそでぶ}左右袖部
- 2 所在地 中郡大磯町西小磯 446 番地の 1 大磯町郷土資料館
- 3 所有者 宗教法人 ^{たかく}高来神社
- 4 数量 10^く軀 1^こ箇 附 2 箇
- 5 法量 像高 男神立像 (その 1) 102.7cm (その 2) 104.0cm
女神立像 (その 1) 86.7cm (その 2) 84.0cm
僧形神立像 (その 1) 89.7cm (その 2) 92.0cm
像高 男神立像 (弘安五年銘) 133.0cm
長 女神像頭部残欠 (弘安五年銘) 29.5cm
高 僧形神立像 (頭部欠) 119.0cm
高 隨身立像 (各頭部欠) (その 1) 80.7cm (その 2) 80.0cm
- 6 銘記 「三□□/弘安五年二月/大才壬午/歛進聖□/玄西」(男神立像頭部内墨書)
「□/弘安五年二月□/大□/歛進聖玄西」(女神像頭部残欠、胸内面墨書)
- 7 品質構造 針葉樹材(ヒノキ)、男神立像(その 1、2)、女神立像(その 1、2)、僧形神立像(その 1、2)は^{いちぼくづくり}一木造、男神立像(弘安五年銘)は^{よせぎづくり}寄木造、僧形神立像(頭部欠)は^{わりはぎづくり}割矧造、隨身立像(各頭部欠)(その 1、2)は^{よせぎづくり}寄木造
女神像頭部残欠は、像全体で寄木造だったと推定

8 年 代 男神立像（その 1、2）、女神立像（その 1、2）、僧形神立像（その 1、2 及び頭部欠）、隨身立像（各頭部欠）（その 1、2）は鎌倉時代・13 世紀

男神立像（弘安五年銘）と女神像頭部残欠（弘安五年銘）は鎌倉時代・弘安 5 年（1282）

9 指定種別 彫刻

10 概 要

高来神社は、大磯町東北部の高麗山こまやまの麓みこしどうに所在する。当群像は、同社神輿堂に安置されていた、男神、女神、僧形神、隨身の神像群であり、一部に弘安 5 年（1282）の銘がある。平成 12 年 11 月の調査で見出され、同 16 年に大磯町指定文化財となる。同年から令和 2 年にかけて保存修理が実施され、現在は大磯町郷土資料館に寄託されている。

男神立像は冠かんむりを戴き、筒袖つつそでの下衣したごろも、その上ほうに袍を着けて、さらに左肩から右脇腹に斜めに袈裟けさを懸ける。女神立像は髪を中央で左右に分け、肩に垂らす。筒袖の下衣おおそで、大袖うじんの衣を右衽はかまに着け、袴はを穿く。肩下かけおびがり懸帯かけおびを着ける。僧形神立像は筒袖の下衣、大袖の衣を右衽に着け、左肩から右脇腹に斜めに袈裟を懸ける。隨身立像は、袍を着けて袴を穿き、長沓ながぐつを履く。腹に帯を巻くが正面では袍の弛みたるで隠れ、背面にあらわれる。その 1 は右足をその 2 は左足をやや外に踏み出して立つ。

男神立像（その 1、2）、女神立像（その 1、2）、僧形神立像（その 1、2）はいずれも一木造で内割りうちぐは施さない。男神立像（弘安五年銘）は体幹部は耳前を通る線はで前後二材を矧いで造り、内割りを施したのち、割首わりくびする。面部を割矧ぎ、玉眼かんにゅうを嵌入する（亡失）。女神像頭部残欠（弘安五年銘）は後頭部（欠失）、面部は別材矧ぎとし、玉眼を嵌入する（亡失）。附の左右袖部はこの女神像のものと思われる。僧形神立像（頭部欠）は肩以下、袖まで含んで一材から造り、前後に割って内割りを施したのち、矧ぎ合わせる。隨身立像（各頭部欠）（その 1、2）は寄木造、体幹部は前後および左右に 4 材を矧ぐ。

像高は男神が冠を被るため高いが、男神立像（その 1、2）、女神立像（その 1、

2)、僧形神立像（その1、2）はいずれも頭頂で90 cm前後である。一方、男神立像（弘安五年銘）と僧形神立像（頭部欠）はそれより一まわり大きい。構造も前者が一木造で内割りなし、後者は割矧造、寄木造と相違する。男神立像（その1、2）と男神立像（弘安五年銘）の容貌は眉や唇の形が異なる。装束の肩、肘に見られる窪みの表現、垂れる袖の曲線など前者の方が充実した造形で、製作時期は先行すると考えられる。

これらのことから、男神立像（その1、2）、女神立像（その1、2）、僧形神立像（その1、2）は、13世紀半ば頃、男神立像（弘安五年銘）、女神像頭部残欠（弘安五年銘）と僧形神立像（頭部欠）は弘安5年（1282）に造られたものと推測される。

隨身立像（各頭部欠）（その1、2）は前後左右に四材を矧ぐ寄木造で技法が異なるが、体の動きが大きいからだろう。製作年代は不明だが、造形感覚は男神立像（その1）のグループに近い。

なお、左右袖部については、肩下^{かたさ}がりの位置に懸帯^{ふち}の縁と見られる部分があるので、女神像頭部残欠の両袖である可能性が高い。

頭部を欠く像が4軀、在銘の女神像は体部を失い、ほかにも朽損等があるが、秘匿性の高い神像にはまま見受けられる。

鎌倉時代の神像がこれほどまとまって伝来する例は全国的にも珍しく価値が高い。また、製作年の判明する点も貴重である。さらに銘記に登場する^{かんじんひじり}勸進聖玄西の名は、高来神社が神仏分離令以前に高麗^{こま}権現^{ごんげん}と称していた時の別当寺である高麗寺^{こうらいじ}にあった地蔵菩薩坐像（現在慶覚院に安置、県指定重要文化財）の銘記にも見え、13世紀後半、この周辺で活動していた僧侶とわかる。高麗寺は北条政子の安産祈願をするなど鎌倉幕府との関係も知られる。

朽損^{きゅうそん}が進行する前に見出され、修理が施されたことは非常に喜ばしい。鎌倉時代の高麗権現で造像されたことは明らかで、鎌倉幕府の関与も考えられる作例として、本県にとって貴重な文化財である。